

成年後見関係事件の概況

～平成16年4月から平成17年3月～

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、改正成年後見制度が導入されてから5年目である平成16年4月から平成17年3月までの1年間における、全国の家裁裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況や終局した成年後見関係事件について、その実態を取りまとめたものである。

なお、必要に応じて、制度導入1年目から4年目までの実情と比較しているが、詳しくは、各年の「成年後見関係事件の概況」（「裁判所」のホームページ（<http://www.courts.go.jp/>）の「最高裁判所ホームページ」中、「司法統計」の「その他の統計情報」）を参照されたい。（以下の数値はいずれも概数である。また、グラフ中の各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものである。）

（注）（資料4）を（資料4 - 1）とし、（資料4 - 2）を追加した（平成17年10月）。

1 申立件数について（資料1）

成年後見関係事件（後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で17,246件（前年は17,086件）に達しており，対前年比約1%の増加となっている。

後見開始の審判の申立件数は14,532件（前年は14,462件）でわずかに増加している。

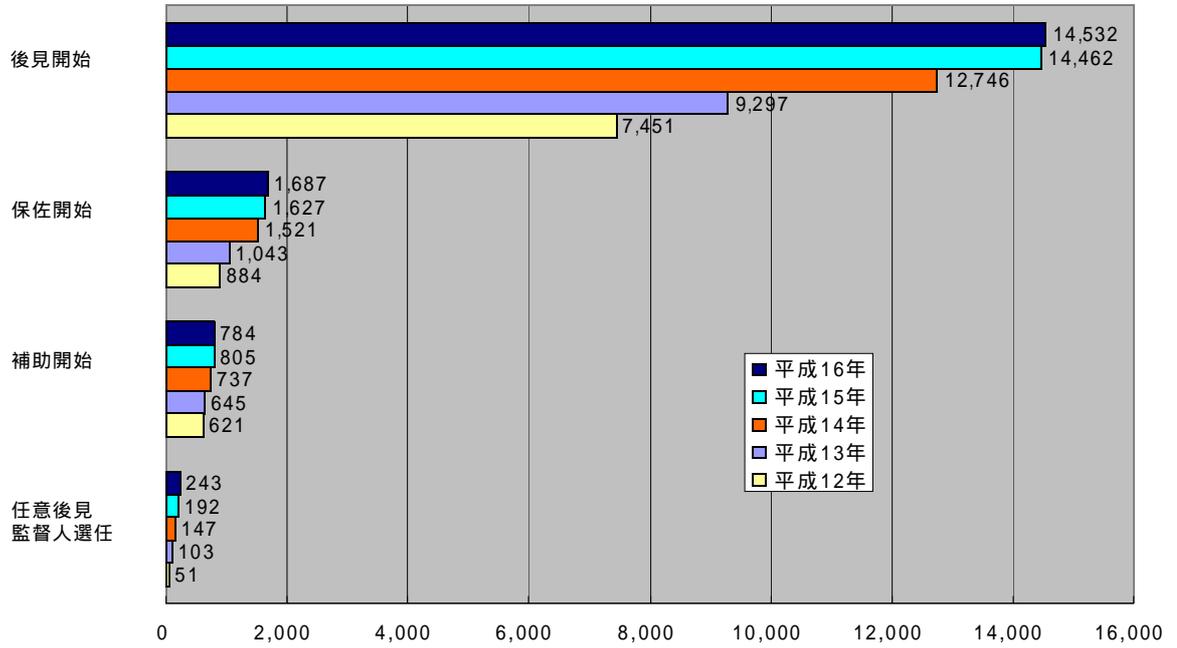
保佐開始の審判の申立件数は1,687件（前年は1,627件）で，対前年比約4%の増加となっている。

補助開始の審判の申立件数は784件（前年は805件）で，対前年比約3%の減少となっている。

任意後見監督人選任の審判の申立件数は243件（前年は192件）で，対前年比約27%の増加となっている。

- ・ 成年後見関係事件の申立件数は，1年目以降増加し続けているが，5年目は，増加率が鈍化した。5年目の後見開始の審判の申立件数は，1年目の約2.0倍，保佐開始の審判の申立件数については約1.9倍となっている。
- ・ 任意後見監督人選任の審判の申立件数は，5年目は，1年目の約4.8倍となっている。これは，任意後見契約の締結件数が増加する傾向にあること，任意後見制度では，契約の締結からある程度の期間が経過した後に任意後見監督人選任の審判の申立てがされることが通常であることによるものと考えられる。なお，平成16年4月から平成17年3月までの任意後見契約締結の登記は合計3,805件であり，1年目以降5年目までの登記件数累計は10,034件である。

(資料1) 成年後見関係事件申立件数表



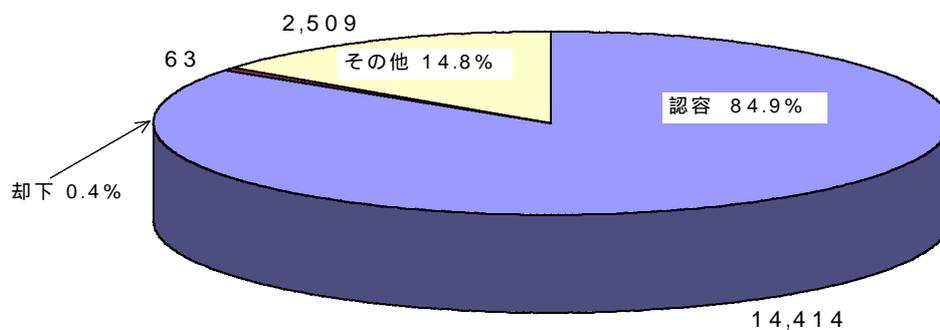
(注) 各年度の件数は、それぞれ当該年の4月から翌年3月までに申立てのあった件数である。

2 終局区分について（資料2）

成年後見関係事件の既済事件合計16,986件のうち、認容で終局したものは約85%（前年は約81%）であり、却下で終局したものはほとんどない。

（資料2） 成年後見関係事件終局区分別件数表

(件数)	総数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任		
		認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他
全国	16,986	12,309	32	2,120	1,271	15	253	684	10	100	150	6	36

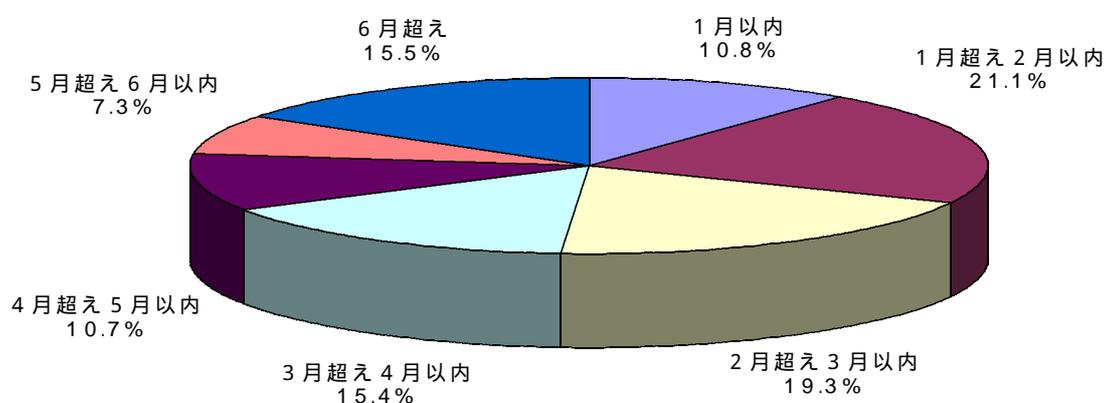


（注） その他には，取下げ，本人死亡等による当然終了，移送などを含む。

3 審理期間について（資料3）

成年後見関係事件の既済事件合計16,986件のうち、3箇月以内に終局したものが全体の約51%（前年は約46%）、4箇月以内に終局したものが全体の約67%（前年は約62%）であり、前年と比べて、審理期間が短縮している。

（資料3） 成年後見関係事件審理期間別の割合



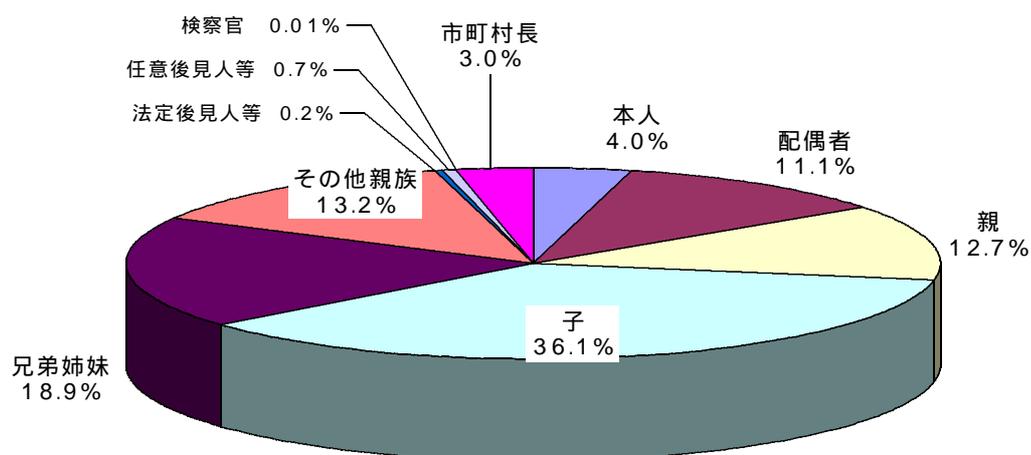
4 申立人と本人との関係について（資料4 - 1 , 4 - 2）

申立人については，本人の子が最も多く全体の約36%を占め，次いで本人の兄弟姉妹が約19%，本人の親が約13%，配偶者が約11%となっている。

市町村長が申し立てたものは509件（全申立て件数の約3.0%）で，前年の437件に比べ増加した。

- ・ 申立人と本人との関係については，前年と比べて大きな変化はないが，市町村長による申立てが年々増加していることが注目される。平成13年度から厚生労働省の「成年後見制度利用支援事業」が開始されたことなどを受け，市町村の制度利用に向けての取組が進んでいることが背景にあるものと思われる。

（資料4 - 1） 成年後見関係事件における申立人と本人との関係別割合



（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

(資料4 - 2) 成年後見関係事件の市町村長申立件数(家庭裁判所管内別)

	件数
東京 家裁	109
横浜 家裁	76
さいたま 家裁	23
千葉 家裁	17
水戸 家裁	9
宇都宮 家裁	4
前橋 家裁	14
静岡 家裁	11
甲府 家裁	7
長野 家裁	2
新潟 家裁	3
大阪 家裁	47
京都 家裁	7
神戸 家裁	22
奈良 家裁	0
大津 家裁	6
和歌山 家裁	1
名古屋 家裁	11
津 家裁	4
岐阜 家裁	7
福井 家裁	1
金沢 家裁	8
富山 家裁	3

	件数
広島 家裁	10
山口 家裁	14
岡山 家裁	5
鳥取 家裁	6
松江 家裁	3
福岡 家裁	14
佐賀 家裁	2
長崎 家裁	4
大分 家裁	2
熊本 家裁	3
鹿児島 家裁	1
宮崎 家裁	0
那覇 家裁	2
仙台 家裁	6
福島 家裁	12
山形 家裁	2
盛岡 家裁	1
秋田 家裁	2
青森 家裁	1
札幌 家裁	12
函館 家裁	0
旭川 家裁	4
釧路 家裁	3
高松 家裁	4
徳島 家裁	0
高知 家裁	2
松山 家裁	2
総 数	509

(注1) 後見開始, 保佐開始及び補助開始事件の終局事件計16,794件を対象とした。

(注2) 市町村長別の申立件数については把握していない。

5 本人の男女別・年齢別割合について（資料5）

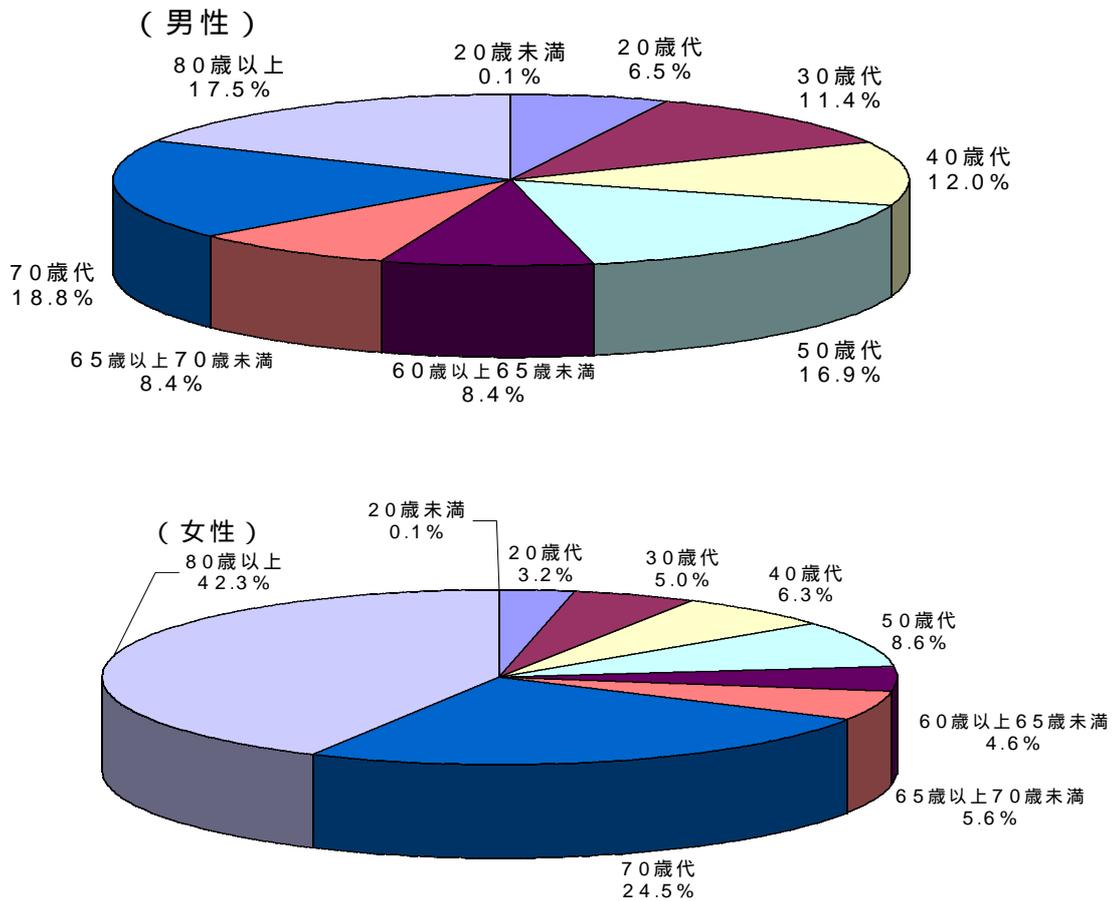
年齢別割合は、総じてほぼ前年並みの比率となっている。

男性では、70歳代が最も多く全体の約19%を占め、次いで80歳以上の約18%となっている。

女性では、80歳以上が最も多く全体の約42%を占め、次いで70歳代の約25%となっている。

本人が65歳以上のものは、男性では全体の約45%を、女性では全体の約72%を占めている。

（資料5） 成年後見関係事件における本人の男女別・年齢別割合

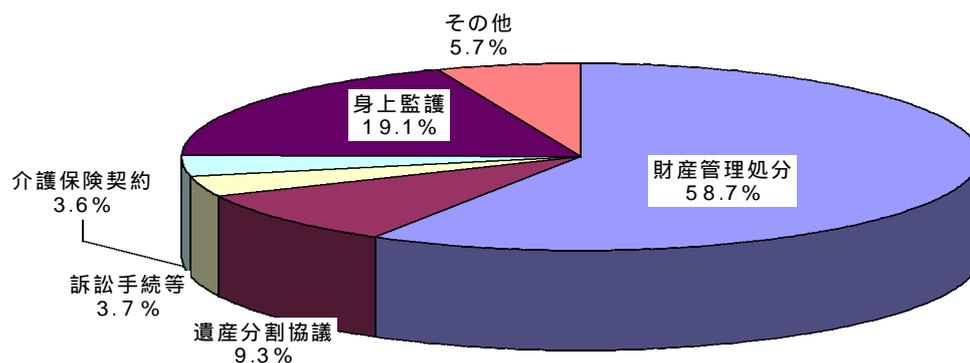


（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の認容で終局したものを対象とした。

6 申立ての動機について（資料6）

前年と同様，財産管理処分を主な申立ての動機とするものが最も多く，次いで，身上監護，遺産分割協議となっている。

（資料6） 成年後見関係事件における申立ての動機別割合

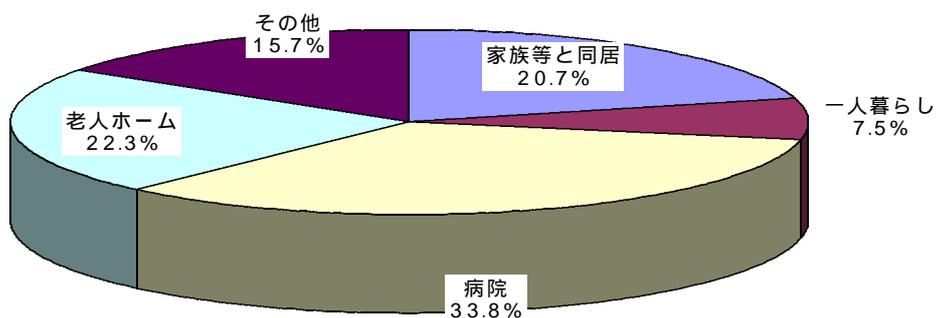


（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

7 本人の生活状況について（資料7）

本人の生活状況をみると、病院に入院しているものが最も多く全体の約34%を占めている。次いで老人ホームに入居しているものが約22%、家族等と同居しているものが約21%となっている。

（資料7） 成年後見関係事件における本人の生活状況別割合



（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

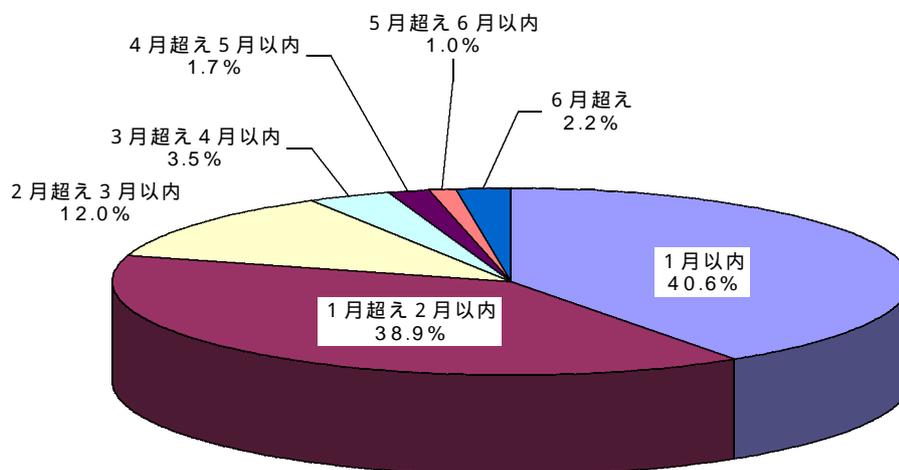
8 鑑定について（資料8，9）

鑑定の期間については，1箇月以内のものが最も多く全体の約41%を占め，1箇月を超えて2箇月以内のものが全体の約39%となっている。

鑑定の費用については，鑑定料が5万円を超えて10万円以下のものが最も多く全体の約57%を占め，次いで5万円以下のものが全体の約40%となっており，10万円以下で鑑定を行ったものは全体の約97%を占めている。

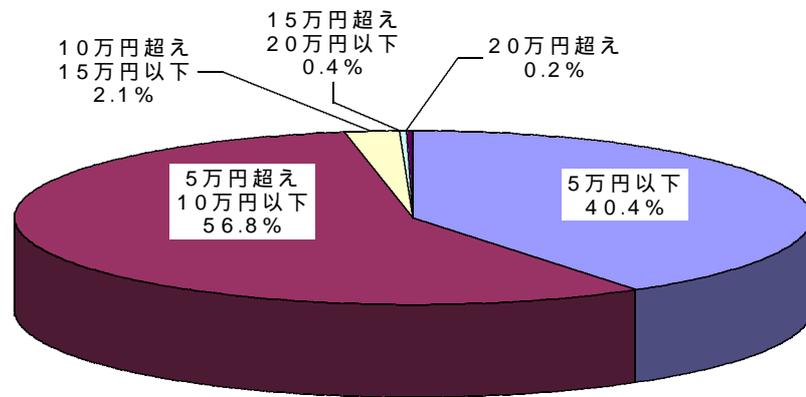
- ・ 鑑定を実施した成年後見関係事件のうち，約80%の事件の鑑定期間が2箇月以内となっている。また，鑑定の費用は，約97%の事件で10万円以下となっている。各家庭裁判所における医師等との連携の取組が行われていること，鑑定書作成のガイドラインの利用が進みつつあることにより，鑑定の円滑な運用が図られているということができよう。

（資料8） 鑑定期間別割合



（注）後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち，鑑定を実施したものを対象とした。

(資料9) 成年後見関係事件鑑定費用別割合



(注) 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち，鑑定を実施したものを対象とした。

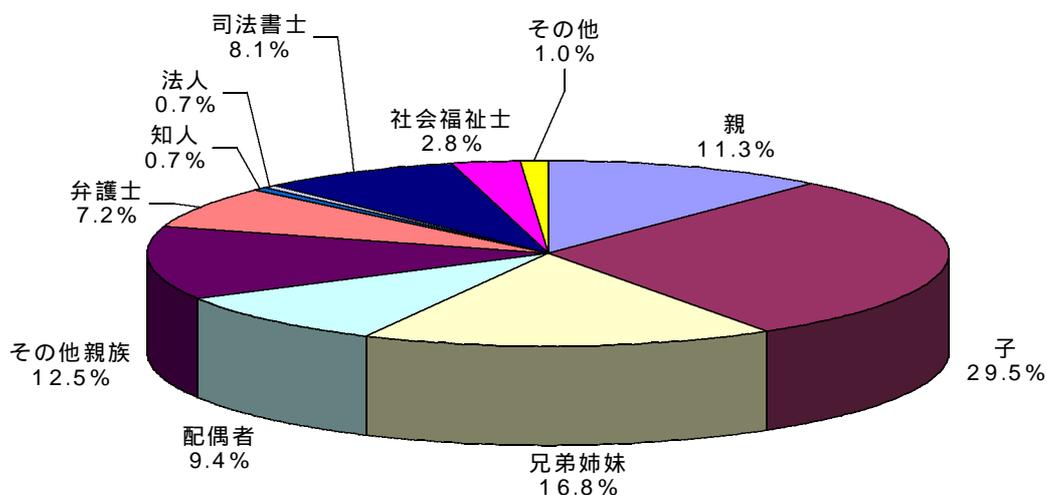
9 成年後見人等と本人との関係について（資料10）

成年後見人等（成年後見人，保佐人及び補助人）と本人の関係をみると，子，兄弟姉妹，配偶者，親，その他の親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約80%（前年は約83%）を占めているが，その割合は年々減少傾向にある。

親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは全体の約20%（前年は約17%）と年々増加傾向にある。その内訳は，弁護士が1,060件（前年は952件）で，対前年比で約11%の増加，司法書士等が1,729件（前年は1,390件）で，対前年比で約24%の増加となっている。司法書士等のうち，司法書士は1,179件で全体の約8.1%，社会福祉士は405件で全体の約2.8%である。また，法人が成年後見人等に選任されたものは98件（前年は71件）で，対前年比で約38%の増加となっている。

- ・ 前年に引き続き，親族以外の第三者が成年後見人等に選任される割合が高まっていることが注目される。親族以外の第三者としては，弁護士，司法書士，社会福祉士，税理士等が選任されている。

（資料10） 成年後見人等と本人の関係別割合



（注） 後見開始，保佐開始及び補助開始事件のうち，認容で終局したものを対象とした。